平成２９年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ10－７号
債務者　山元　芽依
１　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７８号
愛媛県松山市太山寺町甲688番地６
債務者　永木　敏郎
１　決定年月日時　平成29年２月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
愛媛県松山市愛光町７番３号　第７みのりハイツ401号
債務者　中岡　政志
１　決定年月日時　平成29年２月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
愛媛県松山市久万ノ台516番地15
債務者　長谷部美惠
１　決定年月日時　平成29年２月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙111番地１、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3190番地　リオ・グランデＢ－３
債務者　渕野　真弘
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３６号
宮崎市大字赤江1135番地４
債務者　田中　一則
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４号
宮崎県都城市上町９街区９号　ＭＪ上町第Ⅱビル201号
債務者　黒木　真澄
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６号
宮崎県都城市宮丸町2974番地７　ヴェルデ２Ａ
債務者　森島　芳房
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８号
宮崎県北諸県郡三股町今市16番地８
債務者　阿久根　繁
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県薩摩川内市永利町5051番地
債務者　井上　文子
１　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２号
福島県郡山市並木４丁目12番地の17　チサンマンション並木101号
債務者　菊地　幸治
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
佐賀県鹿島市古枝甲1445番地６　フォレストヒルズＢ101号、前住所佐賀県鹿島市古枝甲994番地２
債務者　吉田いづみ
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９号
富山市上大久保1254番地８
債務者　田畑　早紀
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
青森県弘前市大字城東３丁目３番地７
債務者　對馬　和大
１　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２０５２号
名古屋市名東区猪子石１丁目412番地　猪子石第３コーポラス604号
債務者　岡部　純人
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６号
愛知県あま市甚目寺桑丸51番地　プレベールＢ棟101号
債務者　坪内　博美
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部